仕様書

京都市建設局伏見土木みどり事務所

（担当：山手・中川　075-611-5371）

1　業務名

除草作業業務委託（向島立河原町）

2　業務の目的

本市の管理する里道の環境改善のために、除草作業を実施する。

3　履行期間

契約締結の日から令和９年１月８日まで

4　履行場所

伏見区向島立河原町　地内

5　業務範囲

「箇所図」及び「現状写真」のとおり

6　業務内容

・除草作業および清掃作業を実施すること。
・発生材は、伏見土木みどり事務所所管の置場(伏見区三栖町４丁目 860)の倉庫まで運搬すること。（処分は本業務に含まない）
・業務完了後、速やかに作業完了報告書を作成し、作業前後の現況写真とともに提出すること。
・事前に建設局伏見土木みどり事務所職員と施工時期、施工範囲及び施工方法について、打ち合わせのうえ、業務にあたるものとする。

7　留意事項

・作業の際は、実施現場内又はその隣接敷地若しくは付近道路の工作物に損傷がないよう十分注意すること。与えた損害については、受注者の責任にて対応すること。

・災害を未然に防ぐため、常に火気に細心の注意を払い、後始末等を自らの責任で徹底すること。

・作業員には、清潔で安全な服装をさせ、受託者の職員であることを示すものを着用すること。

・当該箇所近隣の関係者との間で問題が生じないよう留意するとともに、安全の確保に十分留意すること。

・本業務は公共性が高いものであり、市民への対応（言葉遣い等）に配慮すること。

・作業中、近隣住民からの要望、通行車両等からの苦情、事故の発生等があった場合は、速やかに監督職員に連絡しその指示に従うこと。

・原則、平日の午前９時から午後５時の間に作業を行うこと。

・作業実施者にかかる安全管理については、受注者の責任において行うこと。また、事故等が発生した場合は、受注者の責任で解決すること。

８ 支払条件

業務完了後、履行場所（業務範囲）において適切に業務が履行されていることを確認のうえ、本業務に係る経費を支払う。

箇所図

135.773501,34.927806　　135.777631,34.927806



：業務箇所

業務範囲図





：業務範囲（範囲内にある花壇や花瓶は残置すること）